

江津市文書管理・電子決裁システム導入構築業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

標記業務を適切かつ良好に実施する能力を有する事業者を選定するため、企画提案を募集する。

2 業務概要

・業務名

江津市文書管理・電子決裁システム導入構築業務委託

・履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

ア 構築期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

イ 試用期間（予定）

令和7年2月1日から令和7年3月31日まで

※試用期間中に登録したデータは本稼働時に本番データとして引き継ぐ可能性に留意すること。

ウ 運用保守期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

ただし、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約により、予算の減額または削除があった場合は、契約を解除できるものとする。

・業務内容

「江津市文書管理・電子決裁システム導入構築業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」に記載のとおり。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案内容に応じて、一部変更する場合がある。

・令和6年度想定予算額

14,157,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（業務別内訳）

○仕様書「5 業務内容」「ア 文書管理・電子決裁システム導入」「ウ 文書管理・電子決裁システム操作マニュアルの提供、操作研修会の開催」

7,150,000円

○仕様書「5 業務内容」「イ 文書管理・電子決裁システムの導入を前提とした本市文書管理に関する規程及びルール等の策定支援」

7,007,000円

3 参加資格要件

本件に参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ・ 島根県または江津市から契約に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立がなされていない者であること。
- ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づき、再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号及び江津市暴力団排除条例（平成 24 年江津市条例第 1 号）に該当しない者であること。
- ・ 国または地方公共団体関連業務で提案するパッケージシステムの文書管理システム導入において仕様書「5 業務内容」イ（2）（3）に関する支援業務を履行した実績を有していること。

4 スケジュール

公募開始（実施要領等の公表・配付開始）	令和 6 年 4 月 23 日（火）
質問書の提出期限	令和 6 年 5 月 1 日（水）
質問書に対する回答	令和 6 年 5 月 7 日（火）
参加表明書等の提出期限	令和 6 年 5 月 8 日（水）
提案書の提出期限	令和 6 年 5 月 17 日（金）
事業者選定審査	令和 6 年 5 月 28 日（火） 予定
審査結果通知	令和 6 年 6 月 4 日（火） 予定

5 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は下記のとおり申し込みを行うこと。

- ・ 受付期間及び提出方法

①受付期間

令和 6 年 4 月 23 日（火）から令和 6 年 5 月 8 日（水）

提出方法

②メール（※オ～コは郵送）

「12 連絡先」に記載のとおり

③提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社概要（様式2）

ウ 実績調書（様式3）

エ 実施体制調書（様式4）

【以下オ～コは、令和4年～令和6年物品・役務の競争入札参加資格審査未申請の場合。郵送にて提出のこと】

オ 登記事項証明書

カ 使用印鑑届（様式5）

キ 委任状（様式6）（入札・契約締結等の権限を委任する場合）

ク 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

ケ 財務諸表（写し可）

コ 役員等名簿（様式7）

6 質問及び回答

本実施要項及び仕様書について質問がある場合は「質問書」（様式8）に内容を簡潔に記入し以下のとおり提出すること。

・質問方法 メール

「12 連絡先」に記載のとおり

・質問書提出締切

令和6年5月1日（水）16時00分

・回答方法

令和6年5月7日（水）にメールで回答

7 提案書等の提出

提案書等を下のとおり提出すること。

・提出締切

令和6年5月17日（金）

・提出先

江津市総務課行政係（郵送のみ）

・提出書類

①提案書

（1）（5）に記載した提案内容を含めた提案書をA4版横で作成し、（5）ア～エの順に綴じて提出すること。なお、提出部数は8部とする。

- (2) 表紙には「江津市文書管理・電子決裁システム導入構築業務委託 提案書」と事業所名を記載し、それぞれのページには見出しを付けること。
- (3) 提案書は両面印刷とする。
- (4) 文字サイズは原則 11 ポイント以上とする。
- (5) 仕様書の内容を踏まえ、以下について具体的に提案すること。
(全 60 ページ以内※表紙は含まない)
 - ア 本業務の実施体制、実施責任者等を記載すること。
 - イ 仕様書「5 業務内容」に示す内容に沿ってア～ウごとに作成すること。
 - ウ 本業務に関して独自のノウハウや提案を記載すること。
 - エ 業務全体のスケジュールを記載すること。

②見積書

- (1) 様式は任意とする。
- (2) 仕様書「5 業務内容」に示す令和 6 年度における業務内容で見積書を作成すること。
- (3) 参考として、令和 7 年度～令和 11 年度の 5 年間のシステムの運用保守にかかる経費と、システムの使用を終了する場合のデータ抽出とそれに関する打ち合わせにかかる経費を見積書に示すこと。
- (4) 合計金額（消費税及び地方消費税を含む）及び内訳を記載すること。人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるよう詳細に記載すること。なお、提出部数は 8 部とする。

③文書管理システム機能要件一覧表（様式 9）

仕様書を参照し、作成すること。

8 提案審査

提案書等の審査については、本プロポーザル審査委員会において審査する。

プレゼンテーション（システムデモンストレーションを含むこと）及びヒアリングに際しては下記のとおり。

・実施日

令和 6 年 5 月 28 日（火）予定

・実施場所

島根県江津市江津町 1016 番地 4 江津市役所 会議室 3-1・2（本庁舎 3 階）

・出席者

事業所あたり 5 名以内とする。

・時間

プレゼンテーション 30 分（システムデモンストレーション含む）、ヒアリング 15 分とする。

・費用

事業者負担とする。プレゼンテーションやシステムデモンストレーションの際に、プロジェクター・スクリーン・HDMI ケーブルは本市の設備が利用可能である。それ以外のPCやインターネット環境などは事業者が準備すること。

・審査項目

下表のとおり。ただし、審査委員会で評価項目が変更、追加等することがある。

分類	審査項目	審査の視点	配点
事業者評価	業務実績	同様の業務を受託した実績は十分にあるか。	10点
	業務実施体制	組織体制、人員配置、役割分担等が具体的に示され、配置担当者の能力・資格・実績及び常駐場所が本業務を円滑に実施できる体制であるか。	10点
提案内容 評価	仕様書「5 業務内容」ア～ウ	仕様書「5 業務内容」ア～ウの実施について、仕様に沿ったものであるか。	40点
	システムデモンストレーション	システムの操作性を評価する。	15点
	工程管理	本業務を確実に執行できるスケジュールであるか。	5点
	ヒアリング	次の視点により、総合的に評価する。 ・説明 ・質疑応答 ・整合性 ・総合	10点
価格評価	価格 (見積書)	「提案者の最低価格／当該提案者の提案価格」×10点（少数第3位を四捨五入） ※予算額を超えた提案は0点とする。	10点
合計			100点

※審査に関して異議を申し立てることはできない。

・審査方法

プロポーザル審査委員会委員の総合点が最も高いものを候補者として特定する。なお、最高点者が複数の場合は、提案書の価格が安価な者を本事業の候補者として特定する。

9 審査結果通知

- ・通知方法 メール
- ・通知日時 令和6年6月4日（火）予定

10 欠落事項

- ・提案書等の提出書類に虚偽の内容があった場合
- ・提案書の提出方法、提出期限を遵守できなかった場合
- ・審査委員会が不適合と認めた場合

11 その他

- ・書類提出後、都合により参加を辞退する場合は直ちに書類（任意）を提出すること。
- ・提出された提案書等は一切返却しない。
- ・提出された提案書等は審査以外の目的に使用しない。
- ・選考結果に対する質問には一切回答しない。
- ・本事業の候補者として特定されたことが、契約することを確約するものではないので留意すること。
- ・提案書等の作成・提出費用は事業者の負担とする。

12 連絡先

〒695-8501 島根県江津市江津町 1016 番地 4
江津市総務課行政係 担当：大屋
電話 0855-52-7927 FAX 0855-52-1380
E-mail soumuka@city.gotsu.lg.jp